

投資助言・代理業者に対する検査結果及び建議について

証券取引等監視委員会事務局 証券検査課
課長補佐 高邑 聡

証券取引等監視委員会は、財務局等証券取引等監視官部門とともに、平成 21 年 3 月以降、投資助言・代理業者の法令遵守状況に重点を置いた検査を集中的に実施してきたところであるが、平成 23 年 2 月 8 日、改めて、これまでの検査において認められた問題点について取りまとめ、公表を行った。また、検査結果を踏まえ、金融庁長官に対して、他の金融商品取引業と同様に、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加する必要があるとの建議を行った。

本稿は、その概要を紹介することにより、投資助言・代理業者に対し法令遵守への取組みを強く求めるとともに、日本証券投資顧問業協会及びその会員に対し、投資助言・代理業者との投資顧問契約の締結の判断をする際にはこれらの問題点に十分注意することを投資者に呼びかけていただくようお願いすることとしたい。

なお、詳細は、証券監視委ウェブサイト

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110208-1.pdf

を御参照願いたい。

1. 検査結果の概要

平成 23 年 1 月末までに検査を実施した 74 先のうち、11 先において、重大な法令違反等が認められたことから、行政処分を求める勧告を行った。更に、これら 11 先を含む 47 先において法令違反等の事実が認められたため、検査結果通知書において当該問題点の指摘を行った。

(1) 主な問題点

これまでの検査において認められた主な問題点は、以下のとおりである。

① 投資助言・代理業を逸脱する行為等

(i) 投資助言・代理業者自らが無登録業務を行っている状況（4 先）

投資助言・代理業者が、第一種金融商品取引業の変更登録を受けることなく未公開株式の勧誘・販売を行っていた事例（2 先）、第一種金融商品取引業の変更登録を受けることなく外国投資証券に係る募集の取扱いを行っていた事例（1 先）、第二種金融商品取引業の変更登録を受けることなく集団投資スキーム（投資事業組合）への出資勧誘を行っていた事例（1 先）が認められた。これ

らは、無登録で第一種金融商品取引業等を行っていることとなり、法の業規制を逸脱し、登録制度により投資者保護を図るとの法の趣旨に反するものである。したがって、違反行為の重大性・悪質性に鑑み、4先全てについて行政処分を求める勧告を行った。とりわけ、うち1先は、過去の検査において、変更登録を受けることなく未公開株式の勧誘・販売を行うという同様の業務逸脱行為により行政処分（業務停止命令及び業務改善命令）を受けたにもかかわらず、再度同様の行為に及んでおり、極めて悪質であった。

(ii) 無登録業者に対する名義貸し等（4先）

投資助言・代理業者が、自社の名義で無登録の者に対して投資助言業務を行わせた事例や集団投資スキーム持分（匿名組合出資持分）の販売を行わせた事例、自社の名義は貸していないものの、無登録で未公開株式や投資ファンドの出資持分の販売を行っている者であることを知りながら、自社の従業員を当該無登録業者の販売業務に従事させていた事例や適格機関投資家等特例業務に係る出資金の運用に関し、投資運用業の登録を行っていない者であることを知りながら業務を委託し、運用を行わせていた事例が認められた。これらは、登録制度を潜脱し、法令の規制下のない無登録の者に金融商品取引業をさせているものであり、違法行為の重大性・悪質性に鑑み、4先全てについて行政処分を求める勧告を行った。

② 投資助言・代理業上の不適切な行為

(i) 顧客に対する情報提供が不適切な状況（著しく事実と相違する表示のある広告、契約締結前交付書面の未交付等）（33先）

広告について、その記載事項に不備があった事例や虚偽の表示等をした事例、事実と反する表示のある勧誘資料により投資顧問契約の締結の勧誘を行っていた事例、契約締結前交付書面や契約締結時交付書面を交付していなかったり、それらの記載事項に不備があった事例といった顧客に対する情報提供が極めて不適切なものとなっていた事例が多数認められた。これらのうち、広告において虚偽の程度が著しいものや契約締結前交付書面等を顧客に全く交付していないもの3先については、違法行為の重大性・悪質性に鑑み、行政処分を求める勧告を行った。

(ii) 基本的な帳簿書類の作成・管理が不適切な状況（法定帳簿の未作成・未保存、虚偽内容を記載した事業報告書の提出等）（16先）

顧客に対する助言内容を記録した書面等の法定帳簿が作成・保存されていない事例、財務諸表に虚偽の計数を記載したり、投資助言業務の状況（契約

件数や投資助言報酬の額)について虚偽の数字を記載した事業報告書を提出していた事例、第二種金融商品取引業の変更登録を受けることなく集団投資スキームへの出資勧誘を行っていることを隠蔽する目的で、財務局からの報告徴取命令に対して虚偽の報告を行っていた事例など、多数の法令違反行為が認められた。これらのうち、債務超過の状況を隠蔽する目的で虚偽の計数を記載した事業報告書等を提出するなどしていたものや財務局からの報告徴取命令に対して虚偽の報告を行っていたもの4先については、違法行為の重大性・悪質性に鑑み、行政処分を求める勧告を行った。

(2) 発生原因

これらの問題点の発生原因をみると、ほとんどすべての事例において、役職員の基本的な法令の知識や法令遵守意識の著しい欠如等により、自己の営業上の利益のみを優先した業務運営が行われているという状況が認められた。

2. 今後の対応等

(1) 投資助言・代理業者等

投資助言・代理業者においては、登録業者として法令遵守の責務があることを自覚し、上記の問題点及びその発生原因を踏まえ、投資者保護の観点から、法令遵守への取組みを行うことが強く求められる。

また、社団法人日本証券投資顧問業協会においては、最近の会員数の増加を契機に、会員業者の法令遵守の徹底に向け、自主規制機関としての役割を更に発揮することが強く期待される。

なお、証券監視委としては、投資者の皆様が投資助言・代理業者との投資顧問契約の締結の判断をする際には、これらの問題点に十分注意されるよう促しているところであるが、日本証券投資顧問業協会及び会員におかれても、投資者保護の観点から、上記の問題点に十分注意されるよう、折に触れて顧客等に周知徹底していただくことを期待したい。

(2) 証券監視委等

① 建議

上記のとおり、検査において認められた法令違反等の事例のほとんどは、役職員の基本的な法令の知識や法令遵守意識の著しい欠如を発生原因としている。

こうした状況に鑑み、証券監視委は、平成23年2月8日、金融庁設置法第21条の規定に基づき、金融庁長官に対して、投資助言・代理業に係る投資者保護の一層の徹底を図るため、投資助言・代理業に関する基本的な法令の知識や

法令遵守意識が欠如しているなど業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、他の業種と同様に、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加する必要があるとの建議を行った。

なお、平成 22 年 12 月 14 日の犯罪対策閣僚会議に報告された暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームによる「企業活動からの暴力団排除の取組について」において、各府省は業の主体から暴力団等を排除する対策の充実に努めることとされているところ、登録拒否事由に人的構成要件を追加することにより、投資助言・代理業者についても、こうした対策の充実が図られるものと考えられる。

証券監視委としては、金融庁において、当該建議に基づいた適切な対応が行われることを期待する。

② 検査

証券監視委としては、引き続き、投資助言・代理業者に対する検査に取り組み、法令遵守状況について問題が認められる場合には、行政処分を求める勧告を行う等厳正に対処し、その是正・改善を求めていくこととする。